

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	一宮町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.ichinomiya.chiba.jp/kurashi/3/">http://www.town.ichinomiya.chiba.jp/kurashi/3/</a>

執行機関名 一宮町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対して医療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		一宮町個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第22号)別表第一 第三の項 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対して医療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	一宮町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱(平成9年要綱第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対して、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金(以下「医療費等助成」という。)を支給することにより、ひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		一宮町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱(平成9年要綱第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	一宮町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱(平成9年要綱第13号)第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る <u>事実</u> についての <u>審査</u> に関する事務	ひとり親家庭等医療費の助成事業の申請に係る <u>事実</u> についての <u>審査</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	一宮町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱(平成9年要綱第13号)第6条第2項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条に置いて同じ。)に係る道府県民税に関する情報	ひとり親家庭の父母等及び扶養義務者等の前年の所得情報に係る道府県民税に関する情報